

平成29年度 第3回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
及び亀岡市地域包括支援センター運営協議会

会議録

1 概要

- (1) 日時 平成30年3月29日（木）14時00分～15時30分
- (2) 場所 亀岡市役所302・303会議室
- (3) 出席 吉中会長、平岡副会長、岡崎委員、山田委員、今西委員、竹岡委員、
石田委員、井上委員、原田委員、藤本委員
欠席 岩田委員、前田委員、森委員、大石委員、杜委員
事務局 栗林健康福祉部長
広瀬高齢福祉課長
山口高齢福祉課副課長兼介護認定係長
岩佐介護保険係長
松本生活支援係長
乾生活支援係主査
亀岡市地域包括支援センター
亀岡市地域包括支援センターあゆみ 松本センター長
亀岡市地域包括支援センターかめおか 前川管理者
亀岡市地域包括支援センターシミズ 吉村センター長
亀岡市地域包括支援センター亀岡園 廣田管理者
亀岡市地域包括支援センター友愛園 松田管理者
オブザーバー
第二亀岡園 加舎副施設長
医療法人睦会 野口副事務長

2 協議内容（まとめ）

1. 亀岡市地域密着型サービス事業者の指定について報告を行った。
2. 亀岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱の制定について議決を得た。
3. 亀岡市地域包括支援センター運営方針（平成30年度版）について議決を得た。

3 議事録 議事進行 吉中会長

【協議】

・亀岡市地域密着型サービス運営委員会

亀岡市地域密着型サービス事業者の指定について

当日資料（亀岡市指定地域密着型サービス事業者一覧）に基づき、事務局より説明

・亀岡市地域包括支援センター運営協議会

亀岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱（案）制定について

亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第7期 平成30年度版）

事前資料（亀岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱（案）及び亀岡市地域包括支援センター運営方針（案））等に基づき、事務局より説明

事務局（市）

亀岡市は毎年度同じような包括支援センター運営方針を示していたが、毎年度変わらず運営方針に書いていた文言等は、「包括支援センター運営事業実施要綱」としての内規に定めることとする。一方で、「包括として、具体的に何をこの年度にやっていくべきか」をまとめたものを「平成30年度版の運営方針」に定めることとする。

また、以前から当運営協議会において、地域別の包括運営方針を作成すべきという話しどとなっており、関係者で地域別の方針案を作成した。特に今回は「生活支援体制整備」を中心とした地域別運営方針となっている。

委員

当日資料の亀岡市指定地域密着型サービス事業者一覧において、平成31年4月末以降については元号が変わることがわかっているが、それ以降も平成の元号が使われている表記はおかしいのではないか？

事務局（市）

年号について、亀岡市の文書取扱いとしては、年号が変わることがわかっていたとしても、新しい年号が決まるまではそのまま使い続けることが現状の方針である。健康福祉部としては、長い期間を表示する場合は、西暦を書くことによってわかりやすい対応をする予定である。

委員

包括支援センター運営事業実施要綱は、これまでなかったのか？また、平成30年

度版包括運営方針について、これだけ示さないと各包括が同じ方向を向いて運営ができないと思うが、包括からの報告は前期と後期に報告など、実務量が多く、さらに包括の新規包括への引継などで業務がさらに多くなり、日常的な相談業務や介護予防業務に支障を来さないか、少し心配である。

事務局（市）

要綱に関しては、これまでになかったことが現状である。そのため、今回改めて要綱として示すことで、法律と条令、運営方針との狭間を埋めようとしている。また、報告書に関しては、今回の実施要綱制定以前から、包括から前期・後期それぞれで報告をいただいている。これは、前期及び後期で、各包括の業務内容を見直し、「介護予防・重度化防止」「地域包括ケアシステムの深化と推進」を目指して、評価・見直しながら進める必要があるためである。

委員

各民生委員と地域包括支援センターは緊密に連携をしていくべきと考えているが、もしかすると、包括支援センターがより高みに行くことで、民生委員がついていけなくなるのではないかと心配している。

事務局（市）

「包括支援センターが、民生委員の方々としっかりと連携をとっていくべき」ということは、市としても理解している。そのため、今回の運営方針についても、「民生委員との談話会を、少なくとも年一回以上行うこと」を示している。それにより、包括と民生委員の連携もさらに図ることができ、また、これまでキャッチできていなかった地域の課題も、抽出できるようになるのではないかと考えている。

委員

6期の課題は何だったと考えているか。

事務局（市）

6期の中で、地域との連携・地域づくりにおいて、まだ手探り状態だったこともあり、市及び市社協が、包括支援センターと連携して動ききれなかった。また、総合相談支援において、実際どのように包括が連携をとっていたのかを把握しきれていなかった。また、地域別の課題がまだ明確に見えてきていない。そのため、市と包括が協力して共に動きながら、地域課題を把握していくことが必要と考えている。さらに、6期の課題ではなく、新たに法律に加わってくる部分ではあるが、介護予防ケアマネジメントの目標設定と改善点がどのように設定され、実際に改善しているのかを見え

るようしなければいけないと考えている。

委 員

平成 30 年 4 月から、包括支援センターが増設されてスタート予定だが、人員確保の状況及び包括事務所の最終決定場所は？

事務局（市）

人員確保については各包括とも確保ができている。包括事務所の移動・新設が必要な包括は、中部、南部、つつじヶ丘地域包括支援センターであり、その他の包括事務所場所は現状維持である。

委 員

包括内及び市役所等関係機関との情報共有と共に、個人情報の守秘義務も図るべきである。

事務局（市）

包括運営事業実施要綱第 9 条において、また包括委託契約上における個人情報取扱特記事項においても、正当な理由なしに個人情報を外に出さないこととしている。一方で、本人・家族の同意を得たうえで、必要に応じ関係機関と情報共有を図っていくものである。

議 長

これまで、包括支援センター運営マニュアルの内容を、毎年度同じように、包括運営方針としていたところを、来年度からは、常に変わらない部分は「包括支援センター運営事業実施要綱」としての内規を作成し、年度ごとに具体的にやっていくことを示したものが「平成 30 年度版の運営方針」だと理解した。市にとっても包括支援センターにとっても、やるべきことが明確化してよいと考える。

事務局（市）

正式決定は 4 月だが、現在、京都府介護支援専門員会の会員として出席いただいている今西委員において、4 月から包括職員となられる予定である。正式に包括職員となられた場合、事務局側の職員となるため、委員から外れていただくなるため、ご承知おきいただきたい。来年度の本協議会日程は、追って連絡させていただく。

【閉会】